

改正案	現行
<p>（法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により有価証券の時価に乗すべき率）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第一号に掲げる信用取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、信用取引が株券に係る有価証券オプション取引に係る権利行使によるものであり、当該信用取引を当該株券と同一銘柄の対当する数量の反対売買により決済するもの（受渡日当該信用取引と同一日となる場合に限る。）である場合における当該信用取引については、これを適用しない。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、発行日取引が対当売買によるものである場合における当該発行日取引については、これを適用しない。</p> <p>（信用取引を行うことを明示しない取引）</p> <p>第九条 証券会社は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客に当該取引に係る未決済勘定が生ずることとなる場合には、当該顧客が当該取引による買付又は売付に係る有価証券について、これを対当する有価証券の売付又は買付により、これを決済する取引を行つてはならない</p>	<p>（法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により有価証券の時価に乗すべき率）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、発行日取引が対当売買によるものである場合における当該発行日取引については、これを適用しない。</p> <p>（信用取引を行うことを明示しない取引）</p> <p>第九条 証券会社は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客が当該取引による買付又は売付に係る有価証券について、これを対当する有価証券の売付又は買付により、これを決済する取引を行つてはならない。</p>

2 | 前項の規定は、第二条第二項に規定する場合には、これを適用しない。

(新設)